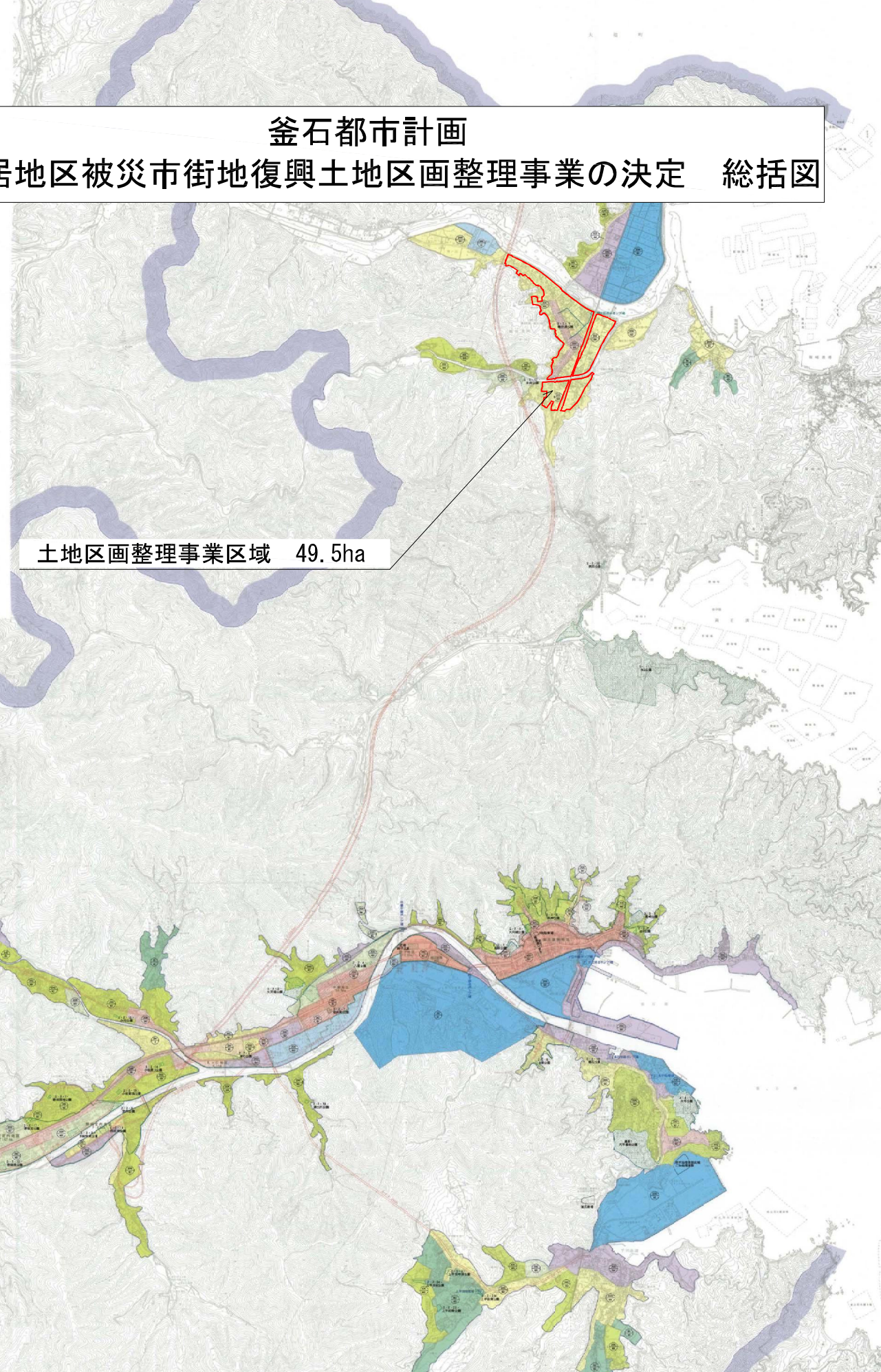


凡 例	
都市計画区域	平成19年3月31日現在 面積 163,355 ha
用途地域	平成19年7月25日現在(都市計画第32号) 面積 1,270 ha
第一種中高層住居専用地域	40 80 100
第二種中高層住居専用地域	60 200 325
第一種住居地域	60 200 355
第二種住居地域	60 200 4.5
近隣商業地域	80 200 56
商業地域	80 400 48
準工業地域	60 200 198
工業地域	60 200 38
工業専用地域	60 200 275
準防火地域	平成19年3月1日現在(都市計画第20号) 面積 218 ha
駐車場整備地区	平成19年2月11日現在(都市計画第134号) 面積 234 ha
臨海地区	平成19年2月3日現在(都市計画第270号) 面積 47 ha
地区計画	平成19年4月1日現在(都市計画第219号(地区計画)) 面積 38 ha
都市計画道路	
公園・緑地・広場	
下水道排水区域	平成19年12月1日現在(都市計画第127号) 面積 1,148 ha
下水道排水区域	[TP] 下水処理場 [P] 貯留・排水ポンプ場
都市下水系	[P] 貯留・排水ポンプ場
その他の都市計画施設	
土地用途整理事業区域	

都市計画道路					
種別	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
1	2-1	上毛線(延長58)	23.5	13190	
3	2-1	松崎通線	30	170	
3	2-2	寺通線	30	310	
3	2-3	獅子町通線	30	70	
3	2-3	尾上通線	32	1270	
3	2-4	丁通線	30	1310	
3	2-4	天徳通線	16	10500	
3	2-5	寺前通線	20	150	
3	2-6	南本通線	20	1970	
3	2-7	才利通線	16	1630	
3	2-8	北西通線	16	4180	
3	2-9	新田通線	16	300	
3	2-10	上中島通線	16	300	
3	2-11	魚沼通線	14	460	
3	2-12	只野通線	12	350	
3	2-13	大塚通線	15	1120	
3	2-14	獅子町通線	12	410	
3	2-15	獅子町通線	12	70	
3	2-16	獅子町通線	12	70	
3	2-17	中里通線	12	6000	
3	2-18	新町小川通線	12	1880	
3	2-19	小笠通線	12	100	
3	2-20	小笠通線	12	2850	
3	2-21	松崎通線	12	140	
3	2-22	松崎通線	12	140	
3	2-23	松崎通線	14.5	1130	
3	2-24	只野通線	10	880	
3	2-25	只野通線	10	2400	
3	2-26	只野通線	10	280	
3	2-27	只野通線	10	260	
3	2-28	只野通線	10	260	
3	2-29	只野通線	11	1580	
3	2-30	只野通線	8	360	
3	2-31	只野通線	8	600	
3	2-32	只野通線	8	340	

公園・緑地・広場						
種別	番号	公園名	都市計画決定	面積(㎡)	開設年月日	面積(㎡)
2	2-1	菅野公園	昭和48年7月17日	0.14	昭和51年10月1日	0.12
2	2-2	新田公園	昭和48年7月17日	0.19	昭和49年2月25日	0.19
2	2-3	新田公園	昭和48年7月17日	0.15	昭和49年2月25日	0.15
2	2-4	丁公園	昭和49年3月15日	0.19	昭和50年3月27日	0.19
2	2-5	天徳公園	昭和49年3月15日	0.12	昭和50年3月27日	0.12
2	2-6	南本公園	昭和49年3月15日	0.17	昭和50年3月27日	0.17
2	2-7	才利公園	昭和49年3月15日	0.13	昭和50年3月27日	0.13
2	2-8	北西公園	昭和49年3月15日	0.37	昭和51年1月7日	0.37
2	2-9	新田公園	昭和49年3月15日	0.49	昭和51年9月25日	0.49
2	2-10	上中島公園	昭和49年3月15日	0.42	昭和51年10月1日	0.42
2	2-11	魚沼公園	昭和49年3月15日	0.29	平成4年8月1日	0.29
2	2-12	只野公園	昭和49年12月17日	0.07	昭和51年10月2日	0.07
2	2-13	小笠公園	昭和49年12月17日	0.10	昭和51年3月28日	0.10
2	2-14	獅子町公園	昭和49年12月17日	0.15	昭和51年10月2日	0.15
2	2-15	獅子町公園	昭和49年12月17日	0.07	昭和51年3月28日	0.07
2	2-16	獅子町公園	昭和49年12月17日	0.15	昭和51年12月4日	0.15
2	2-17	中里公園	昭和49年2月26日	0.12	昭和51年12月15日	0.12
2	2-18	新町公園	昭和49年2月26日	0.15	昭和51年1月13日	0.15
2	2-19	小笠公園	昭和49年2月26日	0.19	昭和51年11月13日	0.19
2	2-20	松崎公園	昭和49年2月26日	0.25		
2	2-21	松崎公園	昭和49年2月26日	0.15		
2	2-22	松崎公園	昭和49年2月26日	0.28		
2	2-23	只野公園	昭和49年11月30日	0.12	昭和51年8月1日	0.12
2	2-24	只野公園	昭和49年3月15日	0.8	昭和51年3月25日	0.6
2	2-25	只野公園	昭和49年3月15日	0.6	昭和51年4月10日	0.6
2	2-26	只野公園	昭和49年3月15日	1.0	昭和51年5月4日	0.7
2	2-27	只野公園	昭和49年3月15日	5.6	昭和51年4月1日	5.6
2	2-28	只野公園	昭和49年3月15日	4.0	昭和51年4月1日	4.0
2	2-29	只野公園	昭和49年3月15日	5.3	昭和51年4月1日	49.7
2	2-30	只野公園	昭和49年3月15日	9.0	昭和51年4月1日	9.0
2	2-31	只野公園	昭和49年3月15日	0.6	昭和51年3月25日	0.6
2	2-32	只野公園	昭和49年3月15日	0.4	平成5年12月14日	0.4

用途地域内の建築物の用途制限の概要	
用途地域	建築物の用途制限
第一種中高層住居専用地域	1. 用途制限: 第一種中高層住居専用地域に指定された区域において、建築物の用途は、第一種中高層住居専用地域の用途に限定される。
第二種中高層住居専用地域	1. 用途制限: 第二種中高層住居専用地域に指定された区域において、建築物の用途は、第二種中高層住居専用地域の用途に限定される。
第一種住居地域	1. 用途制限: 第一種住居地域に指定された区域において、建築物の用途は、第一種住居地域の用途に限定される。
第二種住居地域	1. 用途制限: 第二種住居地域に指定された区域において、建築物の用途は、第二種住居地域の用途に限定される。
近隣商業地域	1. 用途制限: 近隣商業地域に指定された区域において、建築物の用途は、近隣商業地域の用途に限定される。
商業地域	1. 用途制限: 商業地域に指定された区域において、建築物の用途は、商業地域の用途に限定される。
準工業地域	1. 用途制限: 準工業地域に指定された区域において、建築物の用途は、準工業地域の用途に限定される。
工業地域	1. 用途制限: 工業地域に指定された区域において、建築物の用途は、工業地域の用途に限定される。
工業専用地域	1. 用途制限: 工業専用地域に指定された区域において、建築物の用途は、工業専用地域の用途に限定される。
準防火地域	1. 用途制限: 準防火地域に指定された区域において、建築物の用途は、準防火地域の用途に限定される。
駐車場整備地区	1. 用途制限: 駐車場整備地区に指定された区域において、建築物の用途は、駐車場整備地区の用途に限定される。
臨海地区	1. 用途制限: 臨海地区に指定された区域において、建築物の用途は、臨海地区の用途に限定される。
地区計画	1. 用途制限: 地区計画に指定された区域において、建築物の用途は、地区計画の用途に限定される。
都市計画道路	1. 用途制限: 都市計画道路に指定された区域において、建築物の用途は、都市計画道路の用途に限定される。
公園・緑地・広場	1. 用途制限: 公園・緑地・広場に指定された区域において、建築物の用途は、公園・緑地・広場の用途に限定される。
下水道排水区域	1. 用途制限: 下水道排水区域に指定された区域において、建築物の用途は、下水道排水区域の用途に限定される。
都市下水系	1. 用途制限: 都市下水系に指定された区域において、建築物の用途は、都市下水系の用途に限定される。
その他の都市計画施設	1. 用途制限: その他の都市計画施設に指定された区域において、建築物の用途は、その他の都市計画施設の用途に限定される。
土地用途整理事業区域	1. 用途制限: 土地用途整理事業区域に指定された区域において、建築物の用途は、土地用途整理事業区域の用途に限定される。



釜石都市計画 鵜住居地区被災市街地復興土地地区画整理事業の決定 総括図

土地用途整理事業区域 49.5ha

- ◆ 注意 ◆
- この図面は平成20年3月現在のものです。計画は変更することがありますので利用に当たってはご注意ください。
 - この図面は概略図です。詳細については釜石市役所都市計画課で確認してください。
 - 許可なくしてこの図面を複製することを禁じます。

注 1) は、復興の必要経路年月日、大規模な復興事業の必要経路年月日、都市計画として認定した部分の面積